



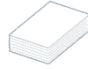

活動費補助金の補助対象経費と補助対象外経費について

- ・子ども会活動における費用で、(a) 補助対象経費（補助金が見える費用）と(b)補助対象外経費（補助金が見えない費用）（裏面）があります。

(a) 補助対象経費（補助金が見える費用）


○補助金が見える事業は、地域奉仕、社会参加を目的とした事業です。

【具体例】清掃活動、草取り、ボランティア活動、地区行事（運動会やお祭りへの参加）、スポーツ・芸術・文化活動など。

補助対象経費		内 容
報償費		講座・学習会の講師、レクリエーション指導者への謝礼
旅費	交通費	活動時の移動に必要な電車・バス運賃 *ただし、遊園地へ行くための交通費は対象外
需要費	消耗品費	活動や事務に必要な消耗品費 (例)事務用品、軍手、ゴミ袋、スポーツで使用するボール、カラーコーン、マスク、消毒液など 
	燃料費	暖房や調理器具の燃料費、ガソリン代
	食糧費	お茶、お菓子、食事代 *費用の目安 ①お茶、お菓子代 1回1人あたり 350円以内 350円を超える額は補助対象外経費 ②食事代 補助対象事業で昼食や夕食をはさんだ活動の場合 1回1人あたり 500円以内 500円を超える額は補助対象外経費 ※①と②の合算は可 
	印刷製本費	配布資料、チラシの印刷・コピー代、写真のプリント代 
	賄材料費	キャンプや調理活動での食材の材料費
役務費	通信費	ハガキ切手代 
	手数料	A T M振込み手数料、地区合同行事や地区大会の参加費用
	保険料	青少年団体傷害互助会費、傷害保険料
使用料、賃借料		活動場所や道具、器具を借りるための費用

(b) 補助対象外経費（補助金が使えない費用）

○補助金が使えない事業・費用は次のようなものです。

補助対象外経費	内容（例）
地区年会費(校区会費)	校区会費、市子連年会費
記念品代	歓送迎会やお楽しみ会での図書カード、金券類、文房具等のプレゼント代 
お茶、お菓子代、食事代の補助対象額から超えた額	①お茶、お菓子代 1回1人あたり350円を超えた額 ②食事代 1回1人あたり500円を超えた額
備品費	パソコン、プリンター等 
遊園地に行く際の交通費や施設使用料	交通費…バスレンタル代、電車運賃含む 施設使用料…入場料、乗り物代 【理由】子どもの自主性・社会性を育む機会であると捉えることが困難であるため。
積立金	フットサルのユニフォームを購入するための積立等
宗教的な費用	玉串料 お神酒代、 お守り、 おみくじ等 
予備費	

●費用の考え方について よくある質問（抜粋）●

(a) 消耗品費と備品費の違いは何か？
⇒消耗品：使用することで消費したり、おおむね1年以内で消費してしまうもの （例）事務用品（コピー用紙、ファイル、インク等）、乾電池、白線用石灰、救急薬品等 備品：複数年にわたり使うことができ、高額なもの （例）パソコン、プリンター等
(b) ボウリング大会は補助対象経費になる活動ですか？
⇒ボウリングはスポーツとして国体競技種目のため、補助対象とします。 ・ゲーム代、シューズレンタル料は補助対象経費。 ◆ (a) 補助対象経費 使用料、賃借料 に該当 ・大会の賞品は記念品にあたるため、補助対象外経費。 ◆ (b) 補助対象外経費 に該当
(c) お茶代などの経費は、役員も含めて良いか？
⇒良いです。
(d) 午前中にクリーン活動して、午後に歓迎会を行う。お昼の食事代は補助対象経費か？
⇒補助対象経費です。 ◆ (a) 補助対象経費 食糧費 に該当